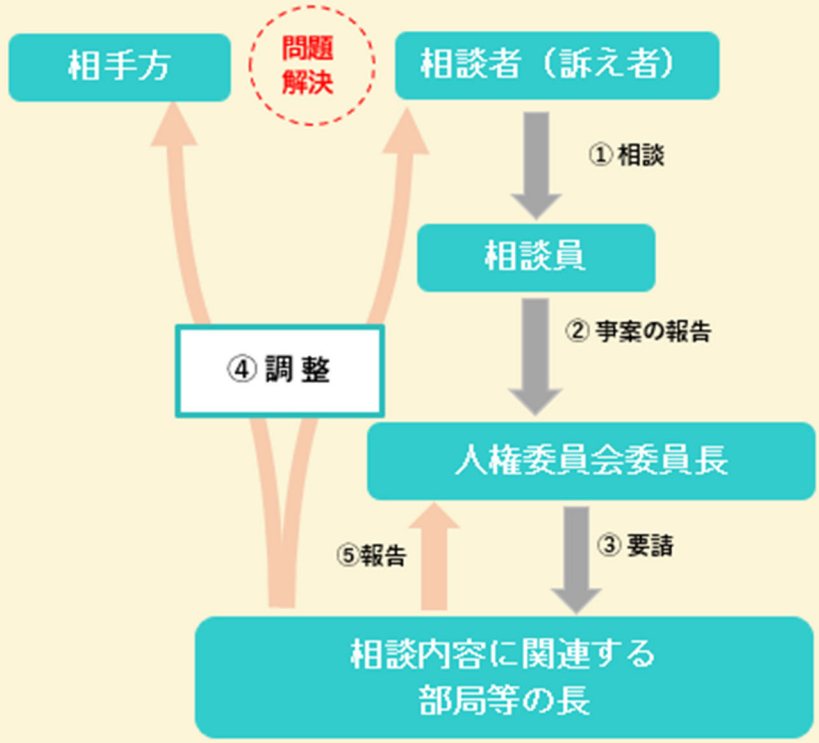
セクシュアル・ハラスメント等及びカスタマーハラスメントを除くハラスメントの場合

（２）調整手続きの場合



① 相談者は、相談員に相談する。

② 相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。

③ 委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、調整手続きを行うよう要請する。

④ 部局等の長は、原則として部局等の長自ら必要な対応（修学及び就労上の措置を含む。）を行う。
要請があった日から起算して概ね２か月以内に問題解決を図る。
※ただし、部局等の長自ら対応することができない特段の事情がある場合には、部局等の長が指名する者に行わせることができる。

⑤ 部局等の長は、調整に係る対応について、委員長に報告する。

※訴え者は、調整の対応に不服があるときには、委員長に対して、調査手続きへの移行を求めることができる。

※ハラスメントの該当性の判断はしない。